

## 平成 30 年度定時社員総会の

### 目的事項について

社 員 各 位

一般社団法人 日本作業療法士協会  
会 長 中 村 春 基

先般、社員の皆様には、一般社団法人日本作業療法士協会（以下、本会）理事会の決議に基づき、平成 30 年度定時社員総会（以下、本総会）の目的事項を以下の通りお知らせしたところです。

#### 報告事項

- 1) 平成 30 年度事業計画及び予算案
- 2) その他

#### 決議事項

- 第 1 号議案 名誉会員承認の件
- 第 2 号議案 平成 29 年度事業報告書承認の件
- 第 3 号議案 平成 29 年度決算報告書承認及び監査報告の件
- 第 4 号議案 作業療法の定義改定承認の件
- 第 5 号議案 会員除名承認の件

しかしながら、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、法人法）は第 35 条第 2 項において、「理事会設置一般社団法人においては、社員総会は、この法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。」と定めています。この規定は、法人法の標準的なテキストである渋谷幸夫著『【内閣府モデル定款準拠】定款の逐条解説』（全国公益法人協会、2013 年、p.158-159）によれば、法人の事業運営に係る意思決定に機動性をもたせるため、特に理事会設置一般社団法人においては理事会の執行権限を重視し、社員総会の決定権限には一定の制限をかけるものと解説されています。

そこで改めてこの規定に照らしますと、理事会が提出した 5 つの議案のうち、第 1 号議案（名誉会員承認の件）は本会定款第 6 条第 3 項に基づき、第 3 号議案（平成 29 年度決算報告書承認及び監査報告の件）は法人法第 126 条第 2 項に基づき、第 5 号議案（会員除名承認の件）は本会定款第 15 条第 1 号に基づき本総会の決議事項となりますが、第 2 号議案（平成 29 年度事業報告書承認の件）及び第 4 号議案（作業療法の定義改定承認の件）は、少なくとも形式的には法人法及び本会定款に規定された決議事項に該当しないこととなります。

第 2 号議案として提出した「事業報告」は、旧来、前年度の重点活動項目を中心に本会の活動内容を詳細にご報告し、社員の皆様からご意見を頂戴するとともに質疑応答をさせていただいた上で、ご承認いただくことを常としてまいりました。事業報告は決算報告と対をなすものであり、本会にとって極めて重要な案件の一つとして、当然のことながら総会の決議を要するものと位置づけてきた次第です。しかし法人法第 126 条は、事業報告を定時社員総会に提出・提供し報告することは義務づけているものの、承認を受けなければならないと規定しているのは「計算書類」（決算報告）のみです。したがって「平成 29 年度事業報告」は報告事項の一つとして位置づけ直し、社員総会においては詳細にご説明させていただくとともに、ご意見やご質問にお答えす

ることに致します。

他方、第4号議案として改定案を提出した「作業療法の定義」は、ただ重要であるというだけでなく、「作業療法」は、定款第3条（本会の目的）及び第4条（本会の事業）の各規定の基本的構成要件であり、作業療法士が「作業療法」を説明するに際しても決定的な意味をもつ別格の最重要案件です。

加うるに、現行の「作業療法の定義」が定められたのは、昭和60年度の第20回総会においてでした。したがって理事会は今回も何の躊躇もなく、当然のこととしてこれを社員総会で決議すべき事項と見なし、社員総会の承認を得ることを目標に検討を進めてきたところです。上述のように、確かに形式的には法人法及び本会定款に規定された決議事項に該当しませんが、この案件がもつ別格の重要性と影響範囲の大きさゆえに、本会理事会はその総意として、これを理事会だけで決議するのではなく、あえて最高決議機関である社員総会の審議に託し、その決議を求めることに致しました。本総会において改めてその趣旨をご説明し、ご理解を求め、決議事項として取り上げていただけるようお諮りすることにしたいと思います。